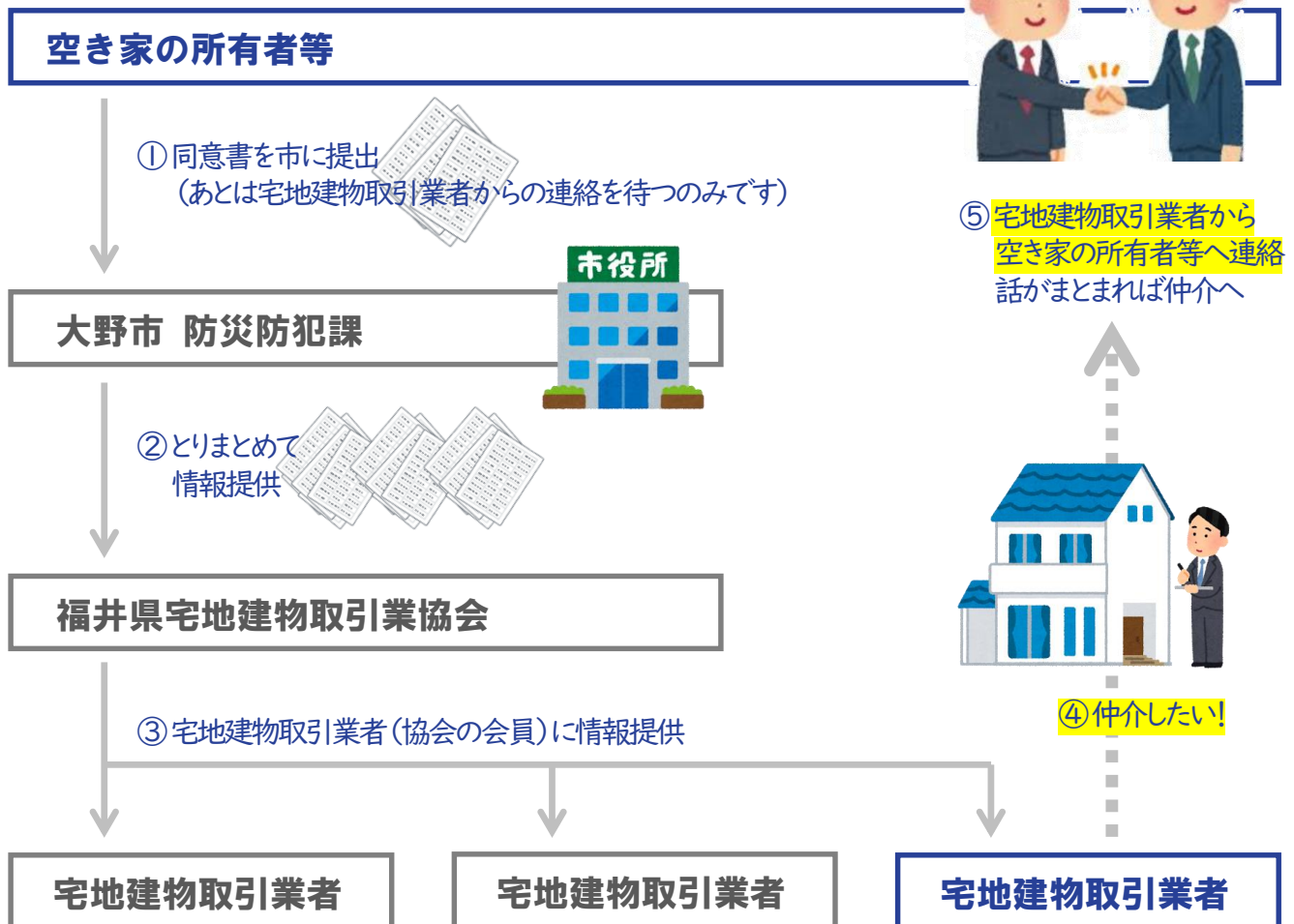


お持ちの空き家 福井県宅地建物取引業協会に 情報提供してみませんか？



大野市は、公益社団法人福井県宅地建物取引業協会と空家等の情報提供に係る協定を締結し、空家等の利活用を促進しています。情報提供を行い空き家の利活用を進めてみませんか。

情報提供の流れ



申込方法

情報提供を希望される方は、別紙「同意書」に必要事項を記入し、郵送・FAXにて送付してください。

また、オンラインによる申し込みも可能です。右記のQRコードを読み取って申し込みください(福井県電子サービスを利用)。



詳細な情報を記入いただけるほど、宅地建物取引業者も取り扱いやすくなります。

同意書への記入事項

申込者の情報、空き家の所在地・状況、活用方法の希望、土地の状況、上下水道の状況、物件の特徴・長所、現状の問題点 など

Q & A

Q1 市はどこまで支援をしてくれるのですか？

A1 市は、申し込みされた空き家の情報等を公益社団法人福井県宅地建物取引業協会へ情報提供しますが、空き家の売買や賃貸の交渉・契約については、直接これに関与いたしません。また、契約に関するトラブル等については、当事者間で解決をお願いします。

Q2 申し込みは無料ですか？

A2 情報提供に係る申し込みは無料です。しかし、契約後の現地調査や交渉については、仲介手数料等が必要となります。トラブルを避けるために、必ず仲介契約を結ぶ際、調査等を依頼する際に、宅地建物取引業者にご確認ください。

Q3 情報提供をしてからどのくらいの期間で業者からの連絡がありますか？

A3 情報提供を行っていただいても、必ず宅地建物取引業者が取り扱ってくれるとは限りません。3か月以上待っても連絡がない場合は、別の手立てを考えることをお勧めします。

Q4 個人情報の取り扱いは大丈夫なの？

A4 申込をされた個人情報は本業務の目的以外には利用いたしません。



お問い合わせ先

〒912-8666 大野市天神町1番1号 大野市 防災防犯課

電話 0779-64-4800(直通) FAX 0779-66-7708

メール bosai@city.fukui-ono.lg.jp